

請求人代表 (省略) 様 ほか200人

掛川市・菊川市衛生施設組合監査委員 山下 一夫

掛川市・菊川市衛生施設組合監査委員 二村 禮一

掛川市・菊川市衛生施設組合職員措置請求について (通知)

令和6年12月16日付け地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第292条において準用する法第242条第5項の規定により提出された掛川市・菊川市衛生施設組合職員措置請求書 (以下「本件請求」という。) について、次のとおり結果を通知します。

第1 監査の結果

請求人から提出された本件請求については、法第292条において準用する法第242条第11項の規定に基づく監査委員の合議により、棄却するものと決定した。

第2 請求の内容

1 請求人の住所及び氏名

住所 掛川市

氏名 (省略) ほか200人 (別紙のとおり)

2 請求書の提出日

令和6年12月16日

3 請求の要旨

本件請求及び請求人陳述の内容等を整理すると、請求の要旨は、次のとおりである。

(1) 可燃ごみの全量外部搬出事業について (以下「請求事項1」という。)

ア 可燃ごみを全量外部搬出することは、全国的に見ても例を見ない事案である。現施設を稼働させながら新施設を建設し、新施設完成後に現施設の操業を停止すれば、可燃ごみの全量外部搬出費用は発生しない。

イ 根拠なく建て替えが必要であるとして、新施設を建設することを決定した。現施設の基幹改良の可否について、客観的な精密機能検証をしていない。

ウ 掛川市・菊川市新廃棄物処理施設整備検討委員会 (以下「検討委員会」という。)

第2回委員会資料5-2の現施設修理費の試算額と、令和5年9月27日の掛川市・菊

- 川市衛生施設組合（以下「組合」という。）議会全員協議会資料1の試算額が異なる。
- エ 令和5年9月27日の組合議会全員協議会資料1において、現施設延長利用の場合よりも可燃ごみ全量外部搬出の場合の方が約11億円安価であるとしているが、概算費用の積算が不透明である。
- オ 組合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に規定されている、一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を策定する義務があるにもかかわらず、策定していないのは当該法律違反である。
- カ 組合が、廃棄物処理法第6条第1項に規定されている一般廃棄物処理計画を策定せずに、可燃ごみを全量外部搬出しようとしているのは、当該法律違反である。
- キ よって、可燃ごみの全量外部搬出事業に係るすべての契約解除、契約の締結及び未執行の支出の中止を求める。

(2) 可燃ごみ積替設備設置工事について（以下「請求事項2」という。）

- ア 可燃ごみ積替設備設置工事について、公募型プロポーザルの募集が短期間で行われ、応募が1社のみであった。公募型プロポーザルの契約上限価格の設定において、当該事業者と相談して設定した行為は、官製談合の疑念がある。
- イ 可燃ごみ積替設備設置工事に係る公募型プロポーザルについて、掛川市指名競争入札者選定等委員会（以下「指名委員会」という。）が行われていない。行政の中にチェック機能が見当たらず、事業者選定の経過が不透明である。
- ウ よって、可燃ごみ積替設備設置工事費2億1,989万円の契約解除及び未執行の支出の中止を求める。

(3) 可燃ごみ積替施設運転管理業務委託について（以下「請求事項3」という。）

- ア 可燃ごみ積替施設運転管理業務委託について、公募型プロポーザルの応募が1社のみであった。
- イ 行政の中にチェック機能が見当たらず、事業者選定の経過が不透明である。
- ウ よって、可燃ごみ積替施設運転管理業務委託料15億1,800万円の契約解除及び未執行の支出の中止を求める。

(4) 事実証明書（題目のみ）

- ア 組合全員協議会資料（証明書1）
- イ 組合全員協議会議事録（証明書2）
- ウ 公文書不開示決定通知書（証明書3）
- エ 組合全員協議会議事録（証明書4）
- オ 質問並びに申入書（証明書5）
- カ 質問並びに申入書に対する回答（証明書6）
- キ 組合全員協議会資料（証明書7）
- ク 第2回検討委員会資料（証明書8）
- ケ 第1回検討委員会資料（証明書9）

- コ 第1回検討委員会資料（証明書10）
- サ 掛川市、菊川町及び小笠町衛生施設組合ごみ焼却施設操業に関する環境協定書（証明書11）
- シ 第1回検討委員会資料（証明書12）
- ス 渡島地域循環型社会形成推進地域計画（証明書13）
- セ 第2回検討委員会資料（証明書14）
- ソ 廃棄物処理法（証明書15）
- タ 新聞記事（証明書16）

第3 請求の受理

本件請求は、令和6年12月16日に提出され、法第292条において準用する法第242条第1項に定められた要件を具備するものとして受理した。

第4 監査対象事項

住民監査請求は、住民からの請求に基づき、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、当該地方公共団体の監査委員に対し監査を求め、それらの予防や是正等の措置を請求する制度である。また、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度であることから、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするものではなく、その対象は、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な「公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」又は違法若しくは不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されている。

また、法第242条第1項に規定する「公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」については、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合も含むとされている。

なお、政策決定や事業計画の適否を対象とすることは、財務会計上の行為には該当しないため、住民監査請求の対象とはならない。

これらの点を踏まえて、本件請求の内容を総合的に判断し、監査対象事項を次のとおりとした。

- 1 新たな廃棄物処理施設が稼働するまでの間の、可燃ごみの全量外部搬出に係る契約の締結、当該事業に伴う今後相当の確実さをもって予測される契約の締結及び公金の支出の違法性又は不当性
- 2 可燃ごみ積替設備設置工事に係る契約の締結及び当該事業に伴う今後相当の確実さをもって予測される公金の支出の違法性又は不当性
- 3 可燃ごみ積替施設運転管理業務委託に係る契約の締結及び当該事業に伴う今後相当の確実さをもって予測される公金の支出の違法性又は不当性

第5 監査の実施

1 証拠書類の調査

組合から可燃ごみ全量外部搬出や工事、委託業務等に関する一連の書類を徴取し、また、

必要に応じ組合職員から聴取を行い、調査した。

2 請求人の陳述

法第292条において準用する法第242条第7項の規定に基づき、請求人からの新たな証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和7年1月15日に陳述の聴取を行った。また、同条第8項の規定に基づき、組合職員が当該陳述に立ち会った。

3 関係職員の陳述

法第292条において準用する法第199条第8項の規定に基づき、令和7年1月15日に、組合事務局長、総務管理係長及び建設係長が出席し、陳述の聴取を行った。また、法第242条第8項の規定に基づき、請求人が当該陳述に立ち会った。

第6 監査の結果を決定した理由

1 可燃ごみの全量外部搬出に係る契約の締結、当該事業に伴う今後相当の確実さをもって予測される契約の締結及び公金の支出の違法性又は不当性について

(1) 認定事実

認定した事実は、次のとおりである。

ア 令和3年1月、組合において、廃棄物処理施設等基本構想（以下「基本構想」という。）を策定した。基本構想の策定に当たっては、令和元年11月より、掛川市及び菊川市（以下「両市」という。）の職員から構成される作業部会を計8回、令和2年2月より、学識者、地元地区代表市民、両市副市長及び職員から構成される基本構想策定検討委員会を計5回開催し、協議検討を重ねた上で策定している。その中で、現施設の基幹改良による延命化と新たな廃棄物処理施設の整備を比較評価し、検討を行うこととしていたが、施工管理メーカーから基幹改良に要する費用が正式に示されたことに加え、令和2年5月末に発生した重大トラブルにより、現施設の老朽化が顕在化したことなどから、現施設の基幹改良による延命化は極めて困難であると考えられ、基本構想以降の比較評価の対象から除いている。その上で、新たな廃棄物処理施設の整備に当たり、施設供用開始目標年次を令和13年4月、処理方式をストーカ方式（燃焼方式）、第1優先事業方式は、処理規模を日量240トン、処理対象物を一般廃棄物及び産業廃棄物、事業方式を公民連携方式（民設民営）とし、第2優先事業方式は、処理規模を日量120トン、処理対象物を一般廃棄物、事業方式をDBO方式（公設民営）とした。

イ 令和3年1月8日、組合が、組合議会全員協議会へ基本構想を報告し、了承された。

ウ 令和4年3月21日、両市は、組合策定の基本構想に基づく新たな廃棄物処理施設の整備に当たり、適正な整備手法等の内容を検討するため、両市合同による検討委員会を設置し、令和4年7月24日に、検討委員会から「掛川市・菊川市新廃棄物処理施設の整備に関する提言（検討結論）」が両市に提出された。

エ 令和4年9月21日、組合議会全員協議会において、組合が、新廃棄物処理施設の整備方針を報告し、了承された。方針内容は、次のとおりである。

(ア) 産業廃棄物の受け入れをせず、現在と同じ一般廃棄物のみを処理する施設として建設する。

(イ) 施設規模は、日量120トン（60トン×2基）とする。 ※現行より日量20トン減

(ウ) 現施設の南側に新施設を建設することを基本とする。その際、新施設が完成するまでの間、現施設の使用を続ける、或いは積替施設として使用しごみを外部搬出するかについては、安定的なごみ処理と費用対効果を熟慮して選択するものとする。

(エ) 事業方式は、公設＋長期包括運営委託方式とする。

(オ) 運転管理の評価監視については、組合組織内に技術者を配置する、組合と受託事業者の合同評価委員会を設置する、そして外部の有識者による評価監視委員会を設置し、二重三重の評価監視体制を構築する。

オ 令和5年9月27日、組合議会全員協議会において、組合が、令和7年度から新施設が完成するまで、ごみを全量外部搬出したいとする方針を提示した。

その際、令和6年度から11年度までの6年間の概算費用が比較されており、現施設延長利用の場合の概算費用は、131億9,021万円、可燃ごみ全量外部搬出の場合の概算費用は、120億6,864万3千円で、その差額は、11億2,156万7千円である。

詳細は、次のとおりである。

(ア) 試算の前提条件

a 各パターンを比較するため、可燃ごみ処理費用のみを試算したものである。

b 外部搬出量は、令和4年度実績（30,223トン）を用いる。

c 外部搬出費用は、令和5年6月に外部搬出を試験的に実施した際に算出した1トン当たりの費用（55,000円）を用いる。

(イ) 現施設延長利用の場合

施設修理費79億円の内訳…受入供給設備費	1億7,300万円
ガス化燃焼溶融設備費	34億3,900万円
燃焼ガス冷却設備費	3億1,140万円
排ガス処理設備費	2億3,600万円
余熱利用設備費	6,200万円
通風設備費	6,000万円
灰出設備費	1億4,200万円
給水設備費	3,400万円
排水処理設備費	2,100万円
雑設備費	5,500万円
電気設備費	1,700万円
計装設備費	9億9,800万円
諸経費	9億6,960万円
その他修繕費	6億4,860万円
計	71億6,660万円

消費税＝71億6,660万円×10％＝7億1,666万円

小計 78億8,326万円…A

管理運営費48億円の内訳…管理運営委託費 47億5,255万円…B

外部搬出費5億円の内訳…外部搬出費（可燃） 5億5,440万円…C

A＋B＋C＝ 131億9,021万円

(注)

- 1 Bは、令和6年度から11年度までの管理運営業務に係る委託料
- 2 Cは、施設修理に伴う外部搬出先への委託料等、外部搬出見込量10,080トン×55,000円

(ウ) 可燃ごみ全量外部搬出の場合

施設修理費6億円の内訳…定期整備工事費	5億7,130万円…D
管理運営費16億円の内訳…一般受入費	8億1,576万円…E
管理運営委託費	7億7,745万8千円…F
小計	15億9,321万8千円…G
外部搬出費99億円の内訳…外部搬出費(可燃)	83億1,132万5千円…H
外部搬出に係る保管施設建設費	1億7,600万円…I
積替費	14億1,680万円…J
小計	99億412万5千円…K
<u>D + G + K =</u>	<u>120億6,864万3千円</u>

(注)

- 1 D及びFは、令和6年度の現施設の定期整備工事及び管理運営に係る委託料
 - 2 Eは、令和7年度から11年度までの、可燃ごみ積替施設運転管理業務以外の業務に係る委託料
 - 3 Hは、令和7年度から11年度までの、可燃ごみ全量外部搬出先への委託料等、年間30,223トン×55,000円×5年間
 - 4 Iは、令和6年度の可燃ごみ積替設備設置工事費
 - 5 Jは、令和7年度から11年度までの可燃ごみ積替施設運転管理業務委託料
- カ 令和5年11月14日、組合議会全員協議会において、令和7年度から新廃棄物処理施設が完成するまでの間、ごみを全量外部搬出する方針が了承された。

(2) 監査委員の判断

ア 財務会計上の行為の特定について

住民監査請求における請求の対象は、具体的な「財務会計上の行為」に限られる。財務会計上の行為の特定については、平成2年6月5日最高裁判決では、「財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するもの」と判示しており、請求人が当該行為等を特定することにより、監査委員が請求対象を認識し、違法性又は不当性の判断ができるよう個別的、具体的に摘示しなければならないと解されている。

これを踏まえた上で、請求事項1においては、可燃ごみの全量外部搬出に係る契約の締結、当該事業に伴う今後相当の確実さをもって予測される契約の締結及び公金の支出が違法又は不当であると主張するものであると解し、組合から提出された証拠書

類や請求人から提出された事実証明書、請求人及び組合職員の陳述等を基に、以下のとおり判断することとする。

イ 可燃ごみの全量外部搬出の方針決定の経過について

政策決定や事業計画の適否については、住民監査請求の対象とはならないが、可燃ごみの全量外部搬出の方針決定に至るまでの合意形成について確認した。1の(1)認定事実のとおり、基本構想において、基幹改良については、協議検討した上で、基本構想以降の比較評価の対象から除外し、新施設整備の基本方針が定められている。その前提のもと、検討委員会から新廃棄物処理施設整備の方向性が提言され、両市において、新廃棄物処理施設の整備方針を決定し、組合においては、令和4年9月21日の組合議会全員協議会にて了承された。その後、組合は、令和5年9月27日の組合議会全員協議会において、「令和7年度からごみを全量外部搬出したい」とする方針を示した。その理由として、①可燃ごみの全量外部搬出費用の試算において、現施設を延長利用するより全量外部搬出した方が安価であること。②老朽化した現施設に修繕を施しても突発的な故障等のリスクが残ること。また、現施設に突発的な故障が発生した場合、緊急的にごみの受入先を確保することは困難であり、ごみ処理が滞る可能性があること。③施設管理委託事業者から、基幹改良工事を実施しない限り、現施設の安定的な運転管理は不可能との見解が示されていること。④受入先を確保する見込みがあることの4点が挙げられている。その後、両市議会への報告、地元地区である掛川市満水区及び東山口地区、菊川市西方地区の住民への説明会を経て、最終的に、令和5年11月14日の組合議会全員協議会に諮り決定しており、方針決定に至るまでの合意形成の経過において、何ら問題となる点は見当たらなかった。

ウ 現施設修理に係る概算費用の比較について

第2回検討委員会資料5-2に記載のある施設修理費50億円という金額は、あくまでも仮に設定した金額に過ぎない。請求人は、現施設延長利用の場合の施設修理費79億円との乖離が不透明であると主張しているが、これらの金額を同じ視点から比較するものではないと考える。

エ 可燃ごみ全量外部搬出に係る概算費用の根拠資料について

概算費用の算出に用いた根拠資料を確認したところ、事業者からの聞き取り及び徴取した見積書や実績数値を基に作成されていることが確認でき、書類上何ら問題となる点はなく、不審な点も見当たらなかった。

オ 一般廃棄物の処理に関する計画の策定について

請求人は、陳述において、「組合が、廃棄物処理法に定める一般廃棄物処理計画を策定せずに、可燃ごみの全量外部搬出事業を進めることは、同法に違反する。」と主張している。そこで、廃棄物処理法第6条を見ると、「市町村は、(中略)一般廃棄物処理計画を定めなければならない。」と規定されている。ここでいう「市町村」は、一部事務組合を含むものではない。ただし、法第292条において、普通地方公共団体

に関する規定の準用が規定されており、一部事務組合については、市に関する規定を準用することとなっているため、一部事務組合において、事務の一部を共同処理する場合にあっては、その限りにおいて、市の規定が準用されることとなる。一方、組合規約第3条を見ると、組合の共同処理する事務として、「組合は、ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務を行うものとする。」と規定されており、一般廃棄物処理計画に関する策定については、共同処理する事務の対象とされていない。また、環境省の策定指針によると、「市町村からごみ処理計画の策定に関する事務の委託を受けている一部事務組合や広域連合は、構成市町村と十分に協議しながら、ごみ処理計画を策定する必要がある。」とされているが、両市から組合に計画策定の事務委託は行っていない。したがって、組合においては、一般廃棄物処理計画を策定する法的義務はないと解する。なお、一般廃棄物処理計画に定める事項は、廃棄物処理法第6条第2項に規定されているが、可燃ごみの全量外部搬出に関する記載については、策定義務のある市町村の裁量であり、記載がないことに違法性があるとはいえない。

2 可燃ごみ積替設備設置工事に係る契約の締結及び当該事業に伴う今後相当の確実さをもって予測される公金の支出の違法性又は不当性について

(1) 認定事実

認定した事実は、次のとおりである。

- ア 令和6年4月10日、公募型プロポーザル公示。工期は、契約締結日から令和7年2月28日まで。契約上限価格は、2億2,000万円（消費税及び地方消費税を含む。）。
- イ 令和6年4月12日から同年5月8日まで、企画提案書を募集し、1社から応募。
- ウ 令和6年5月9日、1次審査（書類審査）を実施。
- エ 令和6年5月10日、1次審査結果通知。
- オ 令和6年5月14日、指名委員会に案件として提出。
- カ 令和6年5月16日、2次審査（プレゼンテーション）を実施。事業者選定委員会による審査の結果、契約候補者を決定。
- キ 令和6年5月17日、2次審査結果通知。
- ク 令和6年5月22日、組合議会臨時会において、「環境資源ギャラリー可燃ごみ積替設備設置工事請負契約の締結について」を議決。
- ケ 令和6年5月22日、契約候補者と契約締結。契約期間は、令和6年5月22日から令和7年2月28日まで。契約金額は、2億1,989万円（消費税及び地方消費税を含む。）。

(2) 監査委員の判断

ア 財務会計上の行為の特定について

請求事項2においては、可燃ごみ積替設備設置工事に係る契約の締結及び当該事業に伴う今後相当の確実さをもって予測される公金の支出が違法又は不当であると主張するものであると解し、組合から提出された証拠書類や請求人から提出された事実証明書、請求人及び組合職員の陳述等を基に、以下のとおり判断することとする。

イ 可燃ごみの全量外部搬出の方針決定の経過について

請求人は、「次の施設が稼働するまで、今の焼却炉の稼働を続ければ、外部委託の必要はなく、そのための積替施設と業務委託も必要ではなくなります。」と主張しているが、1の(2)のイで述べたとおり、可燃ごみの全量外部搬出の方針決定に至るまでの合意形成の経過において、何ら問題となる点は見当たらなかった。

ウ 事業者選定方法及び契約について

プロポーザル方式による契約は、競争入札ではなく、価格のみによる競争では契約の目的や趣旨に合致しない高度又は専門的な技術や能力が要求される業務における事業者の選定方式であり、法施行令第167条の2第1項第2号を根拠とする随意契約である。

随意契約については、法第234条第2項の規定により、随意契約によることができる場合として、法施行令第167条の2第1項第2号に、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定されている。

組合によると、公募型プロポーザル方式を選択した理由は、これまでに経験のない工事のため、仕様発注による競争入札ではなく、性能発注とすることで、公募により提案を広く受け付け、経済性と技術力等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式とした。工事は、ごみピット内における酸欠箇所での施工となるとの説明であった。

当該工事の事業者選定において、公募型プロポーザル方式としたことについては、技術的に優れた企画提案を広く多くの事業者から募っているため、効果的な工事に向けた選定方式として、適切であったと考える。また、当該工事の契約について、随意契約としたことについては、法第234条第2項の規定に基づいており、工事内容及び目的を鑑みると、適法であると判断する。

エ 契約上限価格及び事業者選定について

当該工事に係る予算については、令和6年度組合会計予算編成に当たり、複数社に見積依頼を行い、現施設を活用した積替設備設置工事の実績のある事業者からの見積額を計上し、組合議会において可決されている。当初は、委託料として計上していたが、工事請負費に組み替えた上で、予算額を契約上限価格とし公募しており、応募のあった事業者は、結果的に1社のみとなったが、事業者選定に何ら問題はないと考える。また、請求人は、陳述において、「官製談合の疑念がある」と主張しているが、添付された事実証明書の中に具体的な証拠はなく、当該契約に関する書類にも官製談合行為の存在を確認する証拠はなかった。これらの事実から総合的に判断して、官製談合の事実があったことは確認できない。

オ 指名委員会について

指名委員会は、掛川市指名競争入札者選定等委員会規程によると、「掛川市が行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札

に参加する者に必要な資格の審査及び指名競争入札参加者の選定等を適正かつ合理的に行う」ことを目的に設置されており、所掌事務は、①法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づく資格を定めること、②予定価格1,500万円以上の工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の指名競争入札に指名すべき者の選定をすること、③その他契約事項について市長が特に命じた事項について審議することと規定されており、随意契約は所掌事務となっていない。

組合によると、当該工事は、本来は指名委員会の提出案件ではないが、大規模な事業であることから、組合管理市である掛川市と協議調整し、情報提供として、公募型プロポーザルの公示と前後する形とはなったが、令和6年5月14日の指名委員会に提出したという説明であった。

当該工事については、公募型プロポーザル公示後となったが、指名委員会に提出されており、適正かつ確実な事務執行を確保するよう努めているといえる。

カ 契約締結手続について

契約締結に至るまでの事務手続については、「環境資源ギャラリー可燃ごみ積替設備設置工事における業者選定に係るプロポーザル実施要領」を定め公示し、令和6年4月12日から同年5月8日まで（27日間）の企画提案書提出期間を設け、1次審査（書類審査）、2次審査（プレゼンテーション）を経て、組合事務局長及び両市職員で構成される事業者選定委員会による審査を行い、受託候補者を選定している。また、工事請負契約締結に向けては、組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、請負契約を締結するため、法第96条第1項第5号の規定に基づき、組合議会において議決した上で契約締結しており、事務手続は適正に処理されていた。

キ 事務手続及び関連資料について

組合は、管理市である掛川市と「環境資源ギャラリー管理運営に係る委託業務協定書」を締結している。その中で、組合は、①入札及び契約に関すること、②工事の検査に関すること、③組合会計に属する歳入歳出現金の出納及び保管に関すること、④組合会計に属する電算管理業務を掛川市に委託している。また、基本的には掛川市の事務手続に準じて処理され、事業者選定から契約締結までの一連の事務手続は適正に行われており、特段不審な点は見当たらず、何ら問題となる点はなかった。さらに、組合から提出された当該契約に係る一連の書類を確認したところ、適正に処理されていた。

3 可燃ごみ積替施設運転管理業務委託に係る契約の締結及び当該事業に伴う今後相当の確実さをもって予測される公金の支出の違法性又は不当性について

(1) 認定事実

認定した事実は、次のとおりである。

ア 令和6年10月15日、指名委員会に案件として提出。

イ 令和6年10月16日、公募型プロポーザル公示。履行期間は、契約締結日の翌日から

令和12年3月31日まで。契約上限価格は、15億1,800万円（消費税及び地方消費税を含む。）。

ウ 令和6年10月28日から同年11月6日まで、企画提案書を募集し、1社から応募。

エ 令和6年11月15日、審査会（プレゼンテーション）を実施。事業者選定委員会による審査の結果、契約候補者を決定。

オ 令和6年11月18日、審査結果通知。

カ 令和6年12月13日、契約候補者と契約締結。契約期間は、令和6年12月16日から令和12年3月31日まで。契約金額は、15億1,786万8千円（消費税及び地方消費税を含む。）。

(2) 監査委員の判断

ア 財務会計上の行為の特定について

請求事項3においては、可燃ごみ積替施設運転管理業務委託に係る契約の締結及び当該事業に伴う今後相当の確実さをもって予測される公金の支出が違法又は不当であると主張するものであると解し、組合から提出された証拠書類や請求人から提出された事実証明書、請求人及び組合職員の陳述等を基に、以下のとおり判断することとする。

イ 事業者選定方法及び契約について

組合によると、公募型プロポーザル方式を選択した理由は、可燃ごみ積替設備設置工事と同様、これまでに経験のない委託業務のため、仕様発注による競争入札ではなく、性能発注とすることで、公募により提案を広く受け付け、経済性と技術力等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式とした。主な業務は、クレーン操作による積替作業とクレーンの保守管理等、ごみピット内及びその付近の作業となるとの説明であった。

可燃ごみ積替設備設置工事と同様、当該委託業務における事業者選定を公募型プロポーザル方式としたことについては、広く提案を募集しており、効果的な委託業務に向けた選定方式として、適切であったと考える。また、随意契約としたことについては、業務内容及び目的を鑑みると、適法であると判断する。

ウ 事業者選定について

組合によると、複数の事業者に見積依頼を行ったが、提出があったのは1社で、その見積額に基づき令和6年度組合予算に計上したとの説明であった。

当該委託業務についても、可燃ごみ積替設備設置工事と同様、応募のあった事業者は、結果的に1社のみとなったが、事業者選定に何ら問題はないと考える。

エ 指名委員会について

2の(2)のオで述べたとおり、指名委員会への提出案件には該当しないが、当該委託業務については、公募型プロポーザル公示前の令和6年10月15日の指名委員会に提出されており、適正かつ確実な事務執行を確保するよう努めているといえる。

オ 契約締結手続について

契約締結に至るまでの事務手続については、「環境資源ギャラリー可燃ごみ積替施設運転管理業務委託公募型プロポーザル実施要領」を定め公示し、令和6年10月28日から同年11月6日まで（10日間）の企画提案書提出期間を設け、審査会（プレゼンテーション）を経て、組合事務局長及び両市職員で構成される事業者選定委員会による審査を行い、受託候補者を選定した上で契約締結しており、事務手続は適正に処理されていた。

カ 事務手続及び関連資料について

可燃ごみ積替設備設置工事と同様、事業者選定から契約締結までの一連の事務手続は適正に行われており、特段不審な点は見当たらず、何ら問題となる点はなかった。また、組合から提出された当該契約に係る一連の書類を確認したところ、適正に処理されていた。

第7 結論

監査の結果は、以上のとおりであり、請求事項1については、可燃ごみの全量外部搬出の方針決定に向けた合意形成の経過に不備があったとはいえ、概算費用の根拠資料等に係る書類上にも何ら問題となる点は見当たらず、組合管理者の判断に裁量権の逸脱や濫用、不合理な行使があったと評価することはできない。また、一般廃棄物処理計画の策定において、組合が廃棄物処理法に違反しているとは認められない。よって、可燃ごみの全量外部搬出に係る契約締結が違法又は不当であったとはいえ、今後相当の確実さをもって予測される契約締結が違法又は不当であるとはいえない。そして、契約締結が違法又は不当でないとすれば、当該契約に基づく契約代金の支払いも、違法又は不当な公金の支出には当たらない。

請求事項2及び3については、事務手続は適正に行われ、契約締結は法令に基づき処理され、業者選定から契約締結に係る書類上にも何ら問題となる点は見当たらない。よって、可燃ごみ積替設備設置工事及び可燃ごみ積替施設運転管理業務委託に係る契約締結が違法又は不当であったとはいえない。そして、契約締結が違法又は不当でないとすれば、当該契約に基づく契約代金の支払いも、違法又は不当な公金の支出には当たらない。

したがって、本件請求には理由がないため、第1の監査の結果のとおり決定するものである。

(別紙) 請求人の住所及び氏名

番号	住 所	氏 名
1	掛川市	(省略)
2	掛川市	(省略)
3	掛川市	(省略)
4	掛川市	(省略)
5	掛川市	(省略)
6	掛川市	(省略)
7	掛川市	(省略)
8	掛川市	(省略)
9	掛川市	(省略)
10	掛川市	(省略)
11	掛川市	(省略)
12	掛川市	(省略)
13	掛川市	(省略)
14	掛川市	(省略)
15	掛川市	(省略)
16	掛川市	(省略)
17	掛川市	(省略)
18	掛川市	(省略)
19	掛川市	(省略)
20	掛川市	(省略)
21	掛川市	(省略)
22	掛川市	(省略)
23	掛川市	(省略)
24	掛川市	(省略)
25	掛川市	(省略)
26	掛川市	(省略)
27	掛川市	(省略)
28	掛川市	(省略)
29	掛川市	(省略)
30	掛川市	(省略)
31	掛川市	(省略)
32	掛川市	(省略)
33	掛川市	(省略)
34	掛川市	(省略)
35	掛川市	(省略)
36	掛川市	(省略)
37	掛川市	(省略)
38	掛川市	(省略)

39	掛川市	(省略)
40	掛川市	(省略)
41	掛川市	(省略)
42	掛川市	(省略)
43	掛川市	(省略)
44	掛川市	(省略)
45	掛川市	(省略)
46	掛川市	(省略)
47	掛川市	(省略)
48	掛川市	(省略)
49	掛川市	(省略)
50	菊川市	(省略)
51	菊川市	(省略)
52	菊川市	(省略)
53	菊川市	(省略)
54	菊川市	(省略)
55	菊川市	(省略)
56	菊川市	(省略)
57	菊川市	(省略)
58	菊川市	(省略)
59	菊川市	(省略)
60	菊川市	(省略)
61	菊川市	(省略)
62	菊川市	(省略)
63	菊川市	(省略)
64	菊川市	(省略)
65	菊川市	(省略)
66	菊川市	(省略)
67	菊川市	(省略)
68	菊川市	(省略)
69	菊川市	(省略)
70	菊川市	(省略)
71	菊川市	(省略)
72	菊川市	(省略)
73	菊川市	(省略)
74	菊川市	(省略)
75	菊川市	(省略)
76	菊川市	(省略)
77	菊川市	(省略)
78	菊川市	(省略)
79	菊川市	(省略)

80	菊川市	(省略)
81	菊川市	(省略)
82	菊川市	(省略)
83	菊川市	(省略)
84	菊川市	(省略)
85	菊川市	(省略)
86	菊川市	(省略)
87	菊川市	(省略)
88	菊川市	(省略)
89	菊川市	(省略)
90	菊川市	(省略)
91	菊川市	(省略)
92	菊川市	(省略)
93	菊川市	(省略)
94	菊川市	(省略)
95	菊川市	(省略)
96	菊川市	(省略)
97	菊川市	(省略)
98	菊川市	(省略)
99	菊川市	(省略)
100	菊川市	(省略)
101	菊川市	(省略)
102	菊川市	(省略)
103	菊川市	(省略)
104	菊川市	(省略)
105	菊川市	(省略)
106	菊川市	(省略)
107	菊川市	(省略)
108	菊川市	(省略)
109	菊川市	(省略)
110	菊川市	(省略)
111	菊川市	(省略)
112	菊川市	(省略)
113	菊川市	(省略)
114	菊川市	(省略)
115	菊川市	(省略)
116	菊川市	(省略)
117	菊川市	(省略)
118	菊川市	(省略)
119	菊川市	(省略)
120	菊川市	(省略)

121	菊川市	(省略)
122	菊川市	(省略)
123	菊川市	(省略)
124	菊川市	(省略)
125	菊川市	(省略)
126	菊川市	(省略)
127	菊川市	(省略)
128	菊川市	(省略)
129	菊川市	(省略)
130	菊川市	(省略)
131	菊川市	(省略)
132	菊川市	(省略)
133	菊川市	(省略)
134	菊川市	(省略)
135	菊川市	(省略)
136	菊川市	(省略)
137	菊川市	(省略)
138	菊川市	(省略)
139	菊川市	(省略)
140	菊川市	(省略)
141	菊川市	(省略)
142	菊川市	(省略)
143	菊川市	(省略)
144	菊川市	(省略)
145	菊川市	(省略)
146	菊川市	(省略)
147	菊川市	(省略)
148	菊川市	(省略)
149	菊川市	(省略)
150	菊川市	(省略)
151	菊川市	(省略)
152	菊川市	(省略)
153	菊川市	(省略)
154	菊川市	(省略)
155	菊川市	(省略)
156	菊川市	(省略)
157	菊川市	(省略)
158	菊川市	(省略)
159	菊川市	(省略)
160	菊川市	(省略)
161	菊川市	(省略)

162	菊川市	(省略)
163	菊川市	(省略)
164	菊川市	(省略)
165	菊川市	(省略)
166	菊川市	(省略)
167	菊川市	(省略)
168	菊川市	(省略)
169	菊川市	(省略)
170	菊川市	(省略)
171	菊川市	(省略)
172	菊川市	(省略)
173	菊川市	(省略)
174	菊川市	(省略)
175	菊川市	(省略)
176	菊川市	(省略)
177	菊川市	(省略)
178	菊川市	(省略)
179	菊川市	(省略)
180	菊川市	(省略)
181	菊川市	(省略)
182	菊川市	(省略)
183	菊川市	(省略)
184	菊川市	(省略)
185	菊川市	(省略)
186	菊川市	(省略)
187	菊川市	(省略)
188	菊川市	(省略)
189	菊川市	(省略)
190	菊川市	(省略)
191	菊川市	(省略)
192	菊川市	(省略)
193	菊川市	(省略)
194	菊川市	(省略)
195	菊川市	(省略)
196	菊川市	(省略)
197	菊川市	(省略)
198	菊川市	(省略)
199	菊川市	(省略)
200	菊川市	(省略)
201	菊川市	(省略)